

三次市公告第 1 4 8 号

三次版学校 I C T活用事業（授業支援アプリ利用業務）について，公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので，次のとおり公告する。

令和 7 年 1 0 月 8 日

三次市長 福 岡 誠 志

1 業務概要

(1) 業務名

三次版学校 I C T活用事業（授業支援アプリ利用業務）

(2) 業務内容

別紙「三次版学校 I C T活用事業（授業支援アプリ利用業務）基本仕様書」
のとおり

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

※契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日までは，令和 8 年 4 月 1 日の利用開始に向けた構築期間とし，利用及び利用に必要な教員研修を行えること。

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加表明書の提出者の資格要件

このプロポーザルに参加することができる者は，次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- ア 三次市の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。（三次市の競争入札参加資格者名簿に登録のない者で、この案件に係り所定の資格審査を申請し、参加資格を認められたものを含む。）
- イ 他自治体において、同種又は類似する業務の契約を締結し、履行した実績（授業支援アプリ又はデジタルドリルのいずれかを有する者によるパッケージ提案実績も含む。）を有すること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。
- オ 三次市暴力団排除条例（平成23年三次市条例第18号）第6条の規定により排除措置を受けていないこと。
- カ この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、三次市の指名除外措置を受けていないこと。
- キ 国税，市税等に未納がない者であること。
- ク 業務終了までの間，三次市教育委員会教育部学校教育課との連絡調整が随時行えること。
- ケ 提出物の変更又は返却は認めないこと。
- コ 締切り期限経過後の提出は認めないこと。
- サ 提案に係る一切の費用は，企画提案者の負担となること。
- シ その他市長が必要と認める事項
- (2) 提案書を評価するための評価基準
「受託候補者特定基準」による。

3 手続等

(1) 担当課

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

三次市教育委員会 教育部 学校教育課

電話0824-62-6187 ファクシミリ0824-62-6288

電子メール gakkou@city.miyoshi.hiroshima.jp

(2) 実施要領の交付期間及び交付方法等

ア 交付期間

公告日から令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）午後 5 時まで

イ 交付方法

三次市ホームページからダウンロードするものとする。

(3) 参加表明書の受付期間等

ア 受付期間

公告日から令和 7 年 1 0 月 2 2 日（水）午後 5 時まで

イ 提出場所

(1)の担当課に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送による。

(4) 提案書の受付期間等

ア 受付期間

公告日から令和 7 年 1 1 月 1 3 日（木）午後 5 時まで

イ 提出場所

(1)の担当課に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送による。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 (1)の担当課に同じ。

(3) 詳細は、三次版学校 I C T活用事業（授業支援アプリ利用業務）公募型プロポーザル実施要領による。